

○ 京都府議会委員会条例

(昭和 31 年 12 月 26 日京都府条例第 54 号)

改正

昭和 32 年 2 月 27 日条例第 2 号	平成 16 年 12 月 24 日条例第 43 号
昭和 33 年 8 月 8 日条例第 20 号	平成 17 年 4 月 1 日条例第 28 号
昭和 34 年 6 月 12 日条例第 14 号	平成 18 年 7 月 14 日条例第 27 号
昭和 36 年 10 月 6 日条例第 38 号	平成 18 年 12 月 27 日条例第 41 号
昭和 38 年 5 月 28 日条例第 13 号	平成 19 年 3 月 16 日条例第 29 号
昭和 39 年 3 月 31 日条例第 59 号	平成 19 年 6 月 12 日条例第 34 号
昭和 42 年 6 月 6 日条例第 12 号	平成 20 年 3 月 31 日条例第 13 号
昭和 50 年 6 月 10 日条例第 21 号	平成 20 年 6 月 6 日条例第 16 号
昭和 54 年 6 月 15 日条例第 21 号	平成 23 年 6 月 7 日条例第 17 号
昭和 55 年 7 月 25 日条例第 24 号	平成 24 年 12 月 27 日条例第 69 号
昭和 56 年 4 月 6 日条例第 16 号	平成 27 年 3 月 20 日条例第 33 号
昭和 57 年 7 月 20 日条例第 31 号	平成 27 年 6 月 2 日条例第 38 号
昭和 58 年 6 月 7 日条例第 22 号	平成 31 年 3 月 18 日条例第 17 号
昭和 59 年 4 月 10 日条例第 56 号	令和元年 5 月 31 日条例第 1 号
昭和 62 年 6 月 9 日条例第 17 号	令和 4 年 5 月 31 日条例第 18 号
平成 2 年 5 月 18 日条例第 12 号	令和 5 年 3 月 17 日条例第 15 号
平成 3 年 5 月 24 日条例第 16 号	令和 5 年 6 月 6 日条例第 18 号
平成 7 年 6 月 9 日条例第 18 号	令和 6 年 3 月 27 日条例第 25 号
平成 14 年 5 月 24 日条例第 22 号	令和 6 年 12 月 27 日条例第 90 号
平成 15 年 6 月 6 日条例第 23 号	

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務・警察委員会 12 人

- ア 総務部の所管及びそれに関連する事項
- イ 知事直轄組織の所管及びそれに関連する事項
- ウ 府公安委員会の所管及びそれに関連する事項
- エ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 危機管理・健康福祉委員会 12人

ア 危機管理部の所管及びそれに関連する事項

イ 健康福祉部の所管及びそれに関連する事項

(3) 文化生活・教育委員会 12人

ア 文化生活部の所管及びそれに関連する事項

イ 府教育委員会の所管及びそれに関連する事項

(4) 政策環境建設委員会 12人

ア 総合政策環境部の所管及びそれに関連する事項

イ 建設交通部の所管及びそれに関連する事項

(5) 農商工労働委員会 12人

ア 商工労働観光部の所管及びそれに関連する事項

イ 農林水産部の所管及びそれに関連する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、第5条第3項((委員の選任))の規定による常任委員の選任が行われた場合にあつては、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第5条 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

3 常任委員の任期満了に伴う第1項の選任は、前任者の任期満了

の日前 30 日以内にこれを行うことができる。

- 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
- 5 第 1 項ただし書の規定により委員を選任したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- 6 第 4 項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 3 項((常任委員の任期))の例による。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長 3 人以内を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第 7 条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第 8 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 9 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第 10 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(特別委員の辞任)

第 11 条 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なけ

ればならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(招集)

第 12 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の 4 分の 1 以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開催方式の特例)

第 12 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症の蔓延を防止するため必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 前項の「オンライン方式」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた委員会の開催方式をいう。

3 第 1 項の規定により委員会が開催される場合において、委員(委員会を招集する場所の出席委員を除く。次項において同じ。)が前項に規定する方法を用いて委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

4 第 2 項に規定する方法を用いて委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなす。

(定足数)

第 13 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 15 条((委員長及び委員の除斥))の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第 14 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第 15 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開の原則)

第 16 条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができます。

第 17 条 削除

(出席説明の要求)

第 18 条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長に通知してしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第 19 条 委員会において地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せるこ

とができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(公聴会開催の手続)

第 20 条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 21 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

- 2 委員長は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出について、議長が別に定めるところにより、議長が別に定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 25 条((代理人又は文書等による意見の陳述))において同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

(公述人の決定)

第 22 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条第 1 項((意見を述べようとする者の申出))の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 23 条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。

- 2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏當の言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 24 条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第 25 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 25 条の 2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第 23 条((公述人の発言))、第 24 条((委員と公述人の質疑))及び前条((代理人又は文書等による意見の陳述))の規定を準用する。

(記録)

第 26 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、

議長が別に定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が別に定めるものをもつて代えることができる。

（会議規則との関係）

第 27 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、京都府議会会議規則の定めるところによる。

附 則（抄）

1 この条例は、京都府部制設置条例（昭和 31 年京都府条例第 53 号）の施行の日から施行する。（昭和 32 年 3 月 1 日施行）